

令和 6 年 4 月 5 日

農業経営戦略課技術管理室
担当 松原
内線 4654
外線 076-225-1617

石川県建設工事請負業者の指名停止について

1 指名停止業者及び住所

中林建設株式会社 石川県金沢市中戸町口 1 2 6 番地

2 指名停止期間

令和 6 年 4 月 5 日から令和 6 年 4 月 1 8 日まで（2 週間）

3 指名停止理由

令和 6 年 2 月 2 8 日、県央農林総合事務所発注の「令和 5 年度 災害関連緊急治山事業 熊走 2 号地区 山腹工事」において、作業員が材料運搬中の中間作業ヤードにて、養生資材の片付け中に法面勾配 1 : 1.0（法長 5.4m）の高さから誤って転落し、下部作業ヤードの重機に接触し負傷した。

令和 6 年 3 月 5 日に、金沢労働基準監督署は、労働安全衛生法に反し、必要な計画を申請せず、安全対策の措置も講じていなかったとして、当該有資格者に対して是正勧告書を交付した。

上記事実は、「石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱」別表第 1 第 7 号に該当すると認められるため、指名停止とする。

（農林水産部入札審査委員会決定）

（参考）

石川県建設工事請負業者の指名停止に関する要綱

別表第 1（石川県内において生じた事故等に基づく措置基準）

措置要件	期 間
（工事関係者事故） 7 県工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせたと認められるとき。	2 週間以上 4 箇月以内